

備考 表中の「」の記載は注記である。		改正後		
		改正前		
九〇二十五	八〇	一〇七	規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分
[略]	速さの計量器のうち物体の速さのものを、物体の速さの標準器との比較又は速さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法	[略]		
八〇二十四	〔新設〕	一〇七	規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分
[略]	〔新設〕	[略]		